



らぴい通信

平成30年 4月 4日 第19号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線5034)



自転車運転者講習制度

自転車運転中に **危険なルール違反** を繰り返すと、

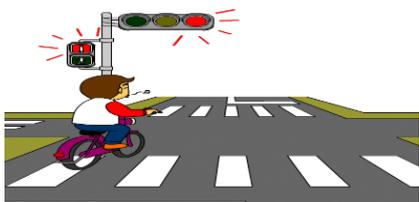


自転車運転者講習

を受けることになります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切への立入り



一時不停止



安全運転義務違反



歩道での歩行者妨害等



酒酔い運転



その他の危険行為

- 路側帯での歩行者の通行妨害
- 歩行者用道路での歩行者妨害
- 歩道通行や車道の右側通行等
- 制動装置不備の自転車の運転
- 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- 左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 通行禁止道路（場所）への通行

自転車運転者講習制度の流れ

H30年4月1日 講習手数料改定
(旧手数料: 5,700円)

① 自転車運転者が危険行為を繰り返す
●3年以内に2回以上

② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講
●講習時間: 3時間
●講習手数料: 6,000円

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金